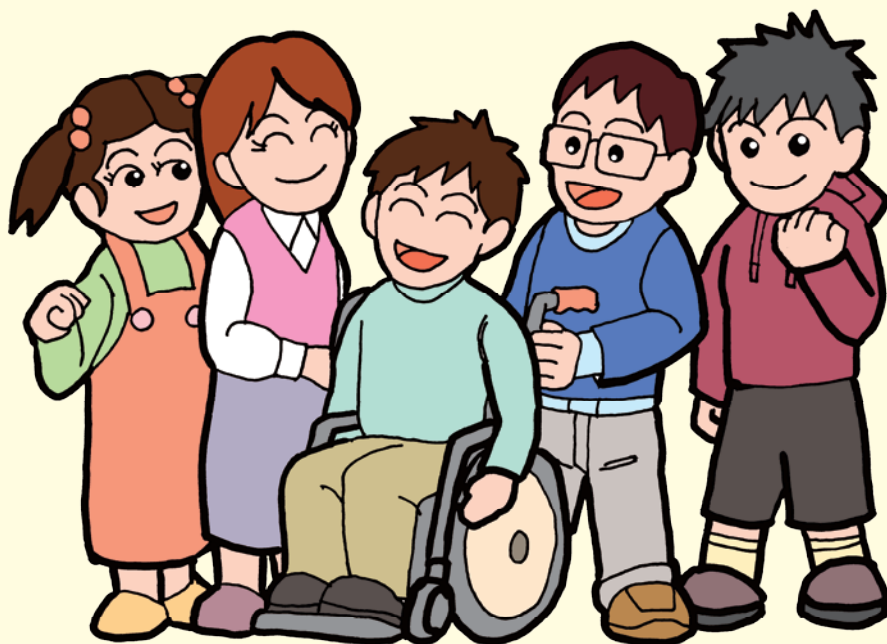


交流及び共同学習 にかかるガイド

～ 共に育ち 共に学ぶ ～



私たちが目指す社会



相互に人格と個性を尊重し合える共生社会

そのためには

- 障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うこと
- 障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、及び地域社会の人たちが、触れ合い、共に活動すること

が大切です。

このガイドは、特別支援学校や小・中学校などが、障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習に積極的に取り組むことができるように作成しました。

平成23年4月
秋田県教育委員会

交流及び共同学習の意義

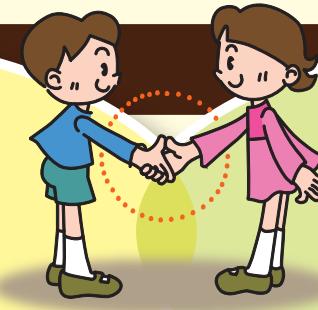
交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校(以下、小・中学校等)の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

障害のある子どもたちにとって

経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育みます。

特別支援学校学習指導要領(総則)
「学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」



障害のない子どもたちにとって

障害のある子どもたちとその教育に対する正しい理解と認識を深めたり、思いやりの心を育てたりする機会となります。

小学校・中学校・高等学校学習指導要領(総則)
「…障害のある幼児児童生徒(など)との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。」
※幼稚園教育要領にも同様に明示されています。

交流及び共同学習の主な形態

さまざまな交流及び共同学習

居住地校における交流及び共同学習

特別支援学校の子どもたちと居住する地域の小・中学校等の子どもたち

特別支援学校の子どもたちにとって、自分が住んでいる地域で人間関係を広げ、豊かに暮らしていくために地域の同年代の子どもたちと活動を共にし、交流を深めておくことが大変重要になります。

小・中学校等の子どもたちにとっては、地域の仲間として関わりながら障害に対する理解を自然に深めていくことができます。

学習内容の例

●直接的な活動

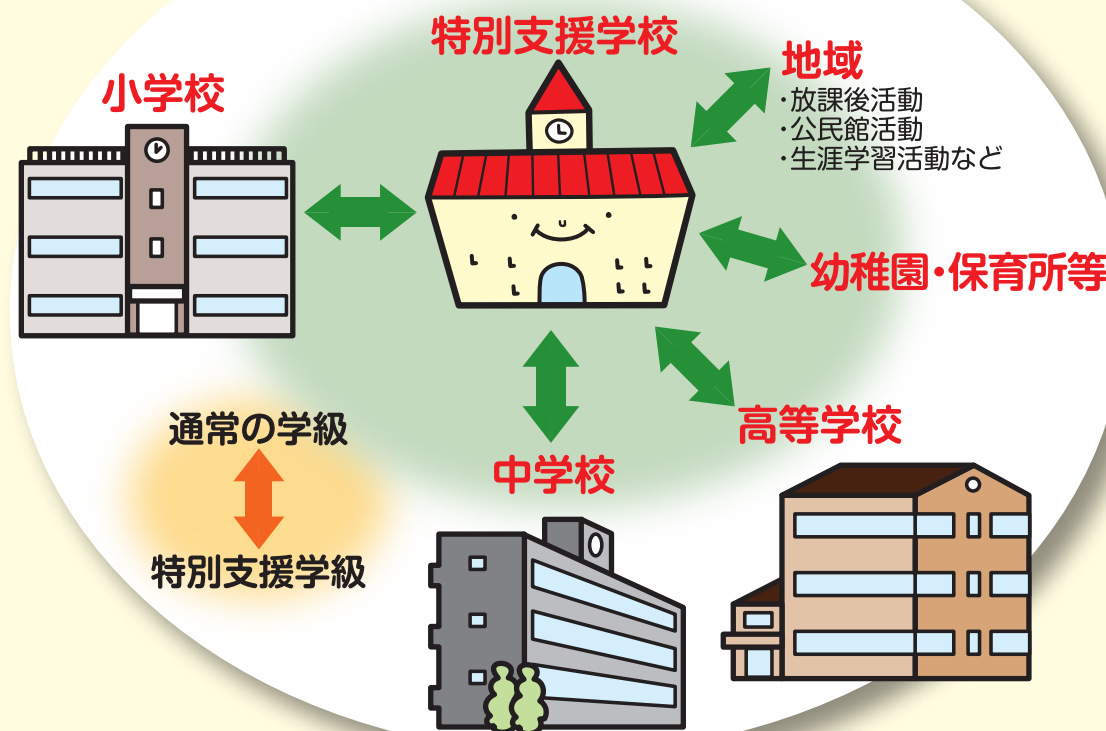
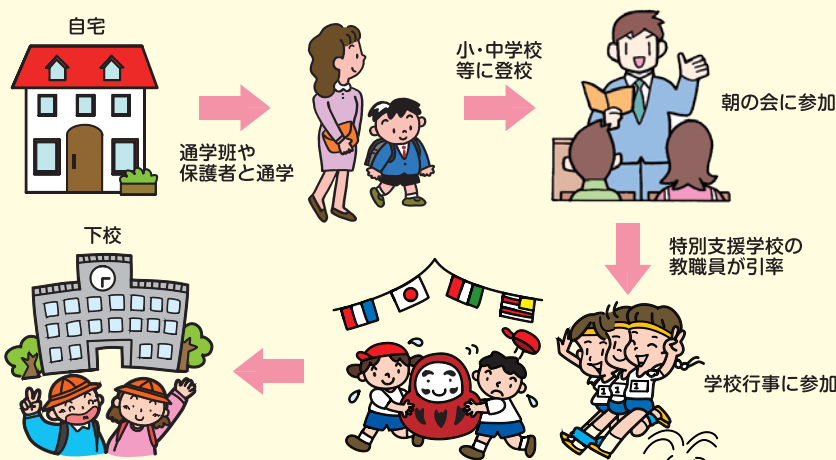
- ①学校行事…運動会、学習発表会・文化祭、音楽鑑賞会、餅つき大会、合唱コンクール、社会科見学、マラソン大会、卒業生を送る会 など
- ②日常生活…清掃、給食、休み時間 など
- ③教科等…音楽、図工、体育、生活科、総合的な学習の時間、学級活動 など

●間接的な活動

- ・事前学習 ・手紙や感想文の交換
- ・ビデオレターなどによるやりとり
- ・学校便り、学級便りの交換 など



一日の流れの例(学校行事の場合)



地域の人々との交流及び共同学習

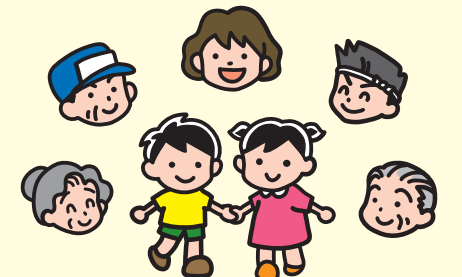
地域の人々と特別支援学校や特別支援学級の子どもたち

地域の人々にとっては、障害のある子どもたちに対する理解を深める場となります。

障害のある子どもたちは、地域の人々との触れ合いを通して、社会性を身に付けることができます。

学習内容の例

- ・文化祭等の学校行事に地域の人たちを招待
(学習の様子を紹介、作品などの交換)
- ・地域の行事やボランティア活動への参加 など



学校間における交流及び共同学習

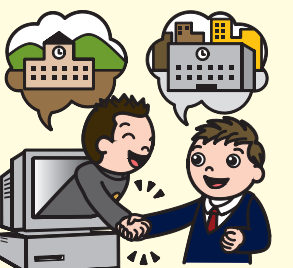
地域の幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校

小・中学校等の子どもたちにとっては、障害に対する理解を深めるとともに、障害のある子どもたちに対して、自分たちや周囲がどのような配慮をすればよいのかを考えたり学んだりする機会となります。

特別支援学校の子どもたちには、学習や生活の範囲、社会経験などを広げるために、小・中学校等との交流及び共同学習を積極的に行うことが大切です。

学習内容の例

- 直接的な活動
 - ・学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動
 - ・総合的な学習の時間や一部の教科 など
- 間接的な活動
 - ・作品や手紙などの交換
 - ・インターネットによるやりとり など



小・中学校における通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習

小・中学校の通常学級の子どもたちと特別支援学級の子どもたち

通常学級の子どもたちにとっては、障害のある人に対する理解を深めることや思いやりの気持ちなど、豊かな心を育む機会となります。

特別支援学級の子どもたちには、少人数の学習形態が多いため、社会性を育む上で、同学年の友達など大きな集団での関係づくりが必要です。教科の学習や学校行事などを通して、一緒に授業を受けたり、遊んだりすることがとても大切です。

学習内容

特別支援学級の子どもたちの実態に応じた配慮をしながら、日常の学校生活の様々な場面で行う。

※通常の学級に通う子どもたちが、特別支援学級の学習に参加する形態もあります。

交流及び共同学習の感想等

小・中学校等の 子どもたちの声より

- 教室に来てくれてうれしかった。みんなと一緒に過ごした時がとても楽しかった。
- たくさんの友達ができました。みんななかよし。ずっと友達でいましょう。



特別支援学校の 子どもたちの声より

- 友達と会ってうれしかった。ちょっと緊張した。
- みんなで作ったので、おいしいサラダができました。
(総合的な学習の時間)

特別支援学校の 保護者の声より

- 地域の人々と一緒に活動させたいという気持ちで参加した。交流先の子どもたちが買い物や行事の時に、名前を呼んで声をかけてくれることがうれしい。

小・中学校等の 教職員の声より

- 子どもたちが、できそうな役割を互いに分担したり、できたことを共に喜び合ったりする場面が見られた。

特別支援学校の 教職員の声より

- 小・中学校の子どもたちと一緒に活動している姿を見て、子どもの成長とまだまだ伸びる力があることを感じた。
- 回数を重ねたことで、地域の子供会の行事にも参加できるようになった。

【県立養護学校天王みどり学園の取組から】

交流及び共同学習を進めるにあたって

交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。

そのため、この二つの側面を一体として推進していく必要があります。

交流及び共同学習の配慮事項

①安全面での十分な配慮

子どもの自宅や特別支援学校から活動場所への移動については、その距離や時間、子どもの発達段階等を考慮し、教職員や保護者がお互いに連携・協力し、安全面に十分配慮することが必要です。

②双方の子どもの教育的ニーズに対応した内容・方法の検討

双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討します。

③計画的、組織的、継続的な実施

各学校や障害のある子ども一人一人の実態に応じた様々な配慮を行い、計画的、組織的に継続した交流及び共同活動を実施することが大切です。

Q&A

Q.居住地校における交流及び共同学習を進める手続きはどうすればよいですか？

A. 保護者や特別支援学校が、居住する市町村の教育委員会や小・中学校等に申し込みます。
実施に当たっては、事前に相手校と十分な打合せをしてください。

Q.教育課程上の位置付けはどうなりますか？

A. 在籍校の授業として、教育課程上に位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。なお、教科の授業を行う場合は、特別支援学校の子ども教科等の位置付けやねらいを明確にしておくことが大切です。

Q.小・中学校等で事前学習は、どのように進めればよいですか？

A. 総合的な学習の時間等で、障害を理解する学習などを行います。具体的な内容については、特別支援学校と情報交換をしたり、出前授業をしてもらったりすることができます。

参考 文部科学省HP「交流及び共同学習ガイド」 (www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm)

お問い合わせ

秋田県教育庁

義務教育課

指導班

018-860-5147

高校教育課

指導班

018-860-5165

特別支援教育課指導班

018-860-5135